

2013年1月11日 全1頁

緊急経済対策の税制改正項目（速報）

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2013年1月11日、政府は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（以下、緊急経済対策）を閣議決定した。本稿では、緊急経済対策に記載された税制改正項目について紹介する。

2013年1月11日、政府は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（以下、緊急経済対策）を閣議決定した。緊急経済対策のうち、税制改正項目は以下の通りである。

- ・国内への設備投資を後押しするための税制措置（経済産業省）
- ・環境関連投資（再エネ・省エネ投資）促進税制の拡充（経済産業省、厚生労働省、国土交通省、環境省）
- ・企業のイノベーションを促進するための研究開発税制の拡充（経済産業省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）
- ・中小企業の交際費課税の特例の拡充（経済産業省、厚生労働省）
- ・商業・サービス業中小企業の経営改善のための設備投資を促進する税制措置（経済産業省、厚生労働省、農林水産省）
- ・家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点からの、日本版 ISA の拡充及び金融所得課税の一体化（金融商品間の損益通算範囲の拡大等）（金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省）
- ・企業による雇用・労働分配（給与等支給）を拡大するための税制措置（経済産業省）
- ・高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、教育・人材育成をサポートするため、祖父母からの教育資金の一括贈与について、贈与税を非課税とする措置を創設（文部科学省、金融庁、経済産業省）

緊急経済対策には、「税制措置については、平成25年度税制改正で具体化」と記載されている。これらの税制改正項目の具体的な内容は、平成25年度与党税制改正大綱で明らかになるものと思われる。報道等によると、平成25年度与党税制改正大綱の公表は2013年1月24日の予定とされている。【以上】